

令和2年12月4日

一般社団法人全麵協のNPOそばネットジャパン会員に対する対応についての疑義と提言

一般社団法人全麵協 理事長 中谷信一 様
一般社団法人全麵協 会員 様

NPOそばネットジャパン
代表理事 阿部成男

令和2年11月18日付けで一般社団法人全麵協（以下「全麵協」）理事長から全麵協正会員代表宛てに『そば道段位認定制度と近似する制度を取り入れた「NPOそばネットジャパン」への対応について』が通知されました。

現在、NPOそばネットジャパン（以下「そばネットジャパン」）の会員のうち全麵協の正会員、個人会員となっている会員が多く存在し、この通知文の内容には重大な疑問があります。私たちの同志からも、この度の全麵協の決定に対する疑問や批判が多くでています。

（全麵協通知の冒頭に『本年4月1日に設立された「NPOそばネットジャパン」』と表記されていますが、団体の名称を「埼玉」を「ジャパン」に変更したもので、NPO設立（創設）は平成18年であり、私たちの活動には15年の歴史があるNPO法人です。）

通知の内容は、令和3年4月1日以降

- (1) NPOそばネットジャパンの会員(団体及び個人)は、当法人の会員となることができないものとする。なお、令和3年4月1日以前においても、既にNPOそばネットジャパンの役員となっている者は当法人の会員継続を認めない。
- (2) 当法人において段位を認定された者が、NPOそばネットジャパンの段位に編入されている場合、および当法人の会員でなくなった場合は、一定期間経過後に段位認定者名簿から削除することとする。
- (3) NPOそばネットジャパンに入会していた者が、同団体を退会して当法人に入会を希望する場合は随時入会を認める。

【施行日】

上記方針は、令和3年4月1日から施行する。
とする旨の決定通知となっている。

また、同通知文には『当法人（全麵協）は、NPOそばネットジャパンが正式に発足する以前の本年2月1日、全麵協理事長から全麵協東日本支部会員宛ての文書(Q&A)で、「全麵協の正会員団体および個人会員、特別個人会員が全麵協と新団体双方に所属することはできますか?」という設問に対して、「差支えありませんが、会費の負担は二重になります。」と回答しました。』としていたが「今後は上記方針に改める」としていません。

理由は『NPOそばネットジャパンが、全麵協そば道段位認定制度と近似する制度を制定・実施することによって、当法人の会員に多大な混迷をもたらし、ひいては当法人の事業運営に少なからず影響を及ぼすものと判断し、』とあります。

この全麵協が定めた方針については、今年度で開催された全麵協理事会の議事録には

そのようなことが記録されていましてので予想はしていましたが、一般社団法人という非営利法人として、定款に定める社員及び社員ではない個人会員まで、特定の団体に所属することを禁止することが妥当なことなのか大きな疑問を抱かざるを得ません。

以上の方針に対して次のような疑問があります。

① 通知文に「当法人と NPO そばネットジャパンの双方に登録することは認めない」とした理由として、「NPO そばネットジャパンが、全麵協そば道段位認定制度と近似する制度を制定・実施することによって、当法人の会員に多大な混迷をもたらし、ひいては当法人の事業運営に少なからず影響を及ぼすものと判断し、」とあるが、「近似」とは何を指しているのか、具体的な内容が示されてなく、特に、通知が発信された時点ではそばネットジャパンの技能検定は実施されてない中での判断は、会員の資格喪失を伴う理由としては極めて薄弱と言わざるを得ません。

② 通知内容 (1) 正会員資格の喪失については、一般社団法人全麵協定款第 13 条第 1 号の会費の納入が継続して 1 年以上納入されないか、同条第 2 号の死亡、失踪、又は解散したとき、第 11 条の規定による任意退会以外は、第 12 条の規定に基づく除名しかないはずで。

退会の意思がない正会員に対して正会員資格の継続を認めないという決定は、「除名」であり、第 12 条の規定に基づき社員総会の特別議決（出席者の三分の二以上の賛成）で議決するしかありません。

一般社団法人の社員は最高意思決定機関である「総会」の議決権を有し、いわば、団体の「主権者」であり、理事長や理事は主権者ではありません。

したがって、全麵協正会員の資格の喪失（除名）については社員総会で議決することになっています。

したがって、理事会には正会員を除名する権限はないので、この度の全麵協会員への通知だけでは正会員資格の継続を拒否することはできないはずで。

また、この定款の規定を遵守しないで社員の資格をはく奪した場合、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に定めるところにより、当該社員から理事の責任追及の訴えの提起を請求されることも懸念されます。

定款上の社員である正会員の資格喪失に関わる事案を理事会の議決だけで決定し、施行されることが正当化されれば、本来、正会員が自由に全麵協以外の団体に所属する自由権が侵害されることとなります。

③ 定款上の社員でない個人会員の資格はく奪はあってはならないことです。

さらに、個人会員をはく奪されて、段位認定名簿から削除するとありますが、段位は認定された個人のもので、不正手段で認定を受けた例外を除いて、全麵協の判断だけで削除することが正当化されれば、そば道段位認定制度に対する信頼は大きく揺らぐことになるのではないのでしょうか。

一般社団法人全麵協とは根拠法が異なりますが、そばネットジャパンは特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づく法人であり NPO 法に基づき設立された法人は、同法第 2 条第 2 項第 1 号イ「社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。」とされており NPO 法人所管の行政機関に問合せをしたところ「当該団体の目的に賛同して入会した者が他の特定の団体の会員であることを理由に除外することは法の主旨からして不可である。」とのことで、全麵協も非営利の一般社団法人

であり、そのようなことができるのか疑問であります。

NPO 法人そばネット埼玉は、全麵協の会員として 15 年にわたり多くの仲間とともに全麵協の発展に尽くしてまいりました。

しかしながら、近年、NPO 法人そばネット埼玉が連合団体として会員数が多くなってきたことからか、全麵協の幹部から会員にとって差別的な事案が多くなり、昨年になって、連合団体に対する批判も強くなり、全麵協の幹部役員から「NPO 法人そばネット埼玉は全麵協の利益を害する団体」と決めつけられた事実がありました。

NPO 法人そばネット埼玉と全麵協の立ち位置に大きな違いがあることが明確になったことで、やむなく全麵協を退会せざるを得なかったものです。

退会を決めてからも、「反乱を起こした」、「段位認定制度を盗んだ」などと謂れなき中傷もありますが、退会するにあたってからそばネットジャパンとして活動している現在まで、一切反論もせずに静観していました。

正式な統計は不明ですが、全国の手打ちそば愛好者は数十万人とも言われており、愛好団体も数えきれないほど存在します。

その中で全麵協とそばネットジャパンを併せてもほんの一握りにすぎません。

特定の団体を敵視し、分断を図ることは決して好ましいことではないはずで

異なる意見も尊重しながら大きな目標に向かって力を合わせる大切ではないでしょうか。

全麵協は平成 5 年に設立した「全国麺類文化地域間交流推進協議会」が前身で、その目的は「全麵協は、そば等麺類の食文化を活かした地域の活性化に取り組んでいる全国の自治体、民間団体間のネットワーク化を図り、相互扶助と協働の精神によって一層の地域振興を推進することを目的とする。」とあり、この精神は現在の全麵協にも受け継がれているはずで

そばネットジャパンも設立以来「この法人は、伝統食文化としての「手打ちそば」の普及・啓発を図るとともに「手打ちそば」を通して社会奉仕活動を実践し、地域社会に貢献することを目的とする。」としており、団体の目的にはそれほど差異はなく、目的を達成するための手段としての事業はそれぞれ特色があるものです。

全麵協の「そば道段位認定制度」は 20 年以上の実績を誇る素晴らしいもので益々の発展が期待されます。

この度の全麵協理事長通知で「近似」と決めつけられた「そばづくりスト検定制」は、多彩な郷土そば打ち、さらしなそば打ちなどを取り入れ課題、検定基準も独自のものです。「近似」とは程遠いものと確信しております。

この制度が目指す根本は、「多くの新たな需要を掘り起こし、手打ちそば愛好者のすそ野を広げる。」ことであり、そばネットジャパンの「そばづくりスト検定制」が全麵協の「そば道段位認定制度」かの選択ではないことで、理事長通知にある「当法人の事業運営に少なからず影響を及ぼすもの」とは考えられません。

もとより「段位制度」は柔剣道から囲碁・将棋、書道、算盤など広く普及しており名称の独占もできないものであることは全麵協も承知のはずで

団体は異なってもそれぞれの会員は「そば打ち仲間」として交流ができるはずですが、日本のそば文化の継承・発展のリーダーともいべき全麵協が門戸を閉ざすこととなれば、そば食文化の発展に尽力している多くの団体、関係者との連携に少なからず影響を与えることとなるのではないのでしょうか。

そばネットジャパンはNPO法人であり、全麵協の会員に限らずそば打ち愛好者には常に門戸が開かれており、排除の精神はありません。

私たちは全麵協との理不尽な対立を望むものではありません。

全麵協とそばネットジャパンがそれぞれの異なる立場・意見や事業などを理解し合い、それぞれの会員の交流の輪を大きく広げ、そば食文化のさらなる発展に寄与することを目指すことを切に期待するものです。

したがって、このたびの全麵協のそばネットジャパン会員に対する通達への疑義と今後の共生への提言という声明文にすることといたしました。

※ そばネットジャパンの「そばづくりスト検定制度」等事業全般についての詳細は下記ホームページを参照いただければ幸いです。

問合せ先 NPOそばネットジャパン事務局
〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町 4-261-5
E-mail : npojapan@sobajapan.com
RL : <http://www.sobanetjapan.com/>